

## 学会奨励賞規程

2006年8月1日理事会制定

2017年10月22日理事会改正

1. 法社会学の学問としての活性化と発展のために、若手および中堅の本学会会員の優れた研究業績の顕彰を目的として「学会奨励賞」（以下「本賞」という。）を創設する。
2. 本賞は、各年において公表された研究業績のうち、その著作が公表された年末において、論文部門については40歳未満、著書部門については45歳以下の本学会会員の執筆した単著論文（独立した1本の論文〔連載を含む。〕または実質的に一体とみなしうる複数の論文）および単著書を対象とする。ただし、年齢制限については、研究歴を考慮して例外を認めることができる。
3. 本賞の対象となる「著書」は、既発表の論文をまとめた論文集を含む。ただし、すでに本賞を受賞した論文を含む著書は除外する。
4. その年において、受賞に値する論文・著書が複数存在する場合には、複数の者を受賞者とすることができる。また、その年において、受賞に値する論文・著書が存在しない場合には、受賞者なしとする。
5. 本賞の受賞は1回限りとする。ただし、論文につき本賞を受賞した者が、著書につき本賞を再度受賞することは妨げない。
6. 学会奨励賞選考委員会委員長および委員（若干名）は、本賞の対象年齢を超えた会員から、理事会によって選任される。
7. 学会奨励賞選考委員の任期は、理事の任期と同一とする。再任は妨げない。
8. 本賞の検討対象とする論文・著書については、学会報による告知を経て、期間を定めて会員より自薦を含んで推薦を募ることとする。なお、推薦のなかった論文・著書も、学会奨励賞選考委員会の判断により検討対象に加えることができる。
9. 学会奨励賞選考委員長は、適時に学会奨励賞選考委員会を開催し、合議により本賞の受賞者を決定する。
10. 学会奨励賞選考委員長は、受賞者名、受賞対象となった論文名および著書名、ならびに授賞理由を学術大会の日程に合わせて開催される理事会に報告する。
11. 本賞受賞者の表彰は、学術大会の際に開催される会員総会の場において行うものとする。

12. 受賞者名, 受賞対象となった論文名および著書名, ならびに授賞理由は, 学会報に掲載するものとする.

附則

1. 本規程は 2017 年 10 月 22 日より施行される.
2. 2017 年学会奨励賞は, 2017 年末において論文部門では 40 歳以下, 著書については 46 歳以下の者の著作を対象とする.

## 機関誌優秀論文賞規程

2017 年 10 月 22 日理事会制定

1. 法社会学の学問としての活性化および機関誌『法社会学』の発展のために, 機関誌に掲載された若手および中堅の本学会会員の優れた研究業績の顕彰を目的として機関誌優秀論文賞(以下「本賞」という.)を創設する.

2. 本賞は 3 年間ごとに授与する.

3. 本賞の対象は, その期間内に刊行される機関誌に査読を経て掲載された単著論文で, その論文が掲載された号が刊行された年末において著者が 40 歳未満であったものとする. ただし, 年齢制限については, 研究歴を考慮して例外を認めることができる.

4. 本賞と「学会奨励賞」を同一論文に授与することができる.

5. 本賞の選考は, 学会奨励賞選考委員会が行う. 選考方法は, 学会奨励賞規程 4 項, 5 項, 9 項から 12 項を準用する.

附則

1. 本規程は機関誌 83 号から適用する.
2. 本規程の制定に伴い, 『日本法社会学学会機関誌最優秀論文賞(要領)』は廃止する.